

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

○北海道医師養成確保修学資金等貸付条例施行規則の一部を改正する規則（地域医療課）	1
○北海道児童福祉施設費用徴収規則の一部を改正する規則.....（子ども子育て支援課）	6
告 示	
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	6
○北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり 知事の許可を受けなければならない施設の指定の一部改正.....（漁港漁村課）	6
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....（治山課）	7
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	7
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等.....（維持管理防災課）	7
○都市計画の変更の決定.....（都市計画課）	8
○都市計画事業の事業計画の変更の認可.....（都市環境課）	8

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	8
○特定調達契約に係る入札の公告.....	9
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	10
○特定調達契約に係る入札の公告.....	11

規 則

北海道医師養成確保修学資金等貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第10号

北海道医師養成確保修学資金等貸付条例施行規則の一部を改正する規則

北海道医師養成確保修学資金等貸付条例施行規則（平成20年北海道規則第44号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道医師養成確保修学資金貸付条例施行規則

第1条中「北海道医師養成確保修学資金等貸付条例」を「北海道医師養成確保修学資金貸付条例」に改める。

第2条の見出しを「（指定公的医療機関等）」に改め、同条中「指定公的医療機関」を「指定公的医療機関等」に、「第2条第1号」を「第2条」に、「以下」を「第9条及び第15条第1項第8号において」に、「のうち」を「その他の医療機関のうち」に改める。

第3条第1項中「北海道医師養成確保修学資金等貸付申請書」を「北海道医師養成確保修学資金貸付申請書」に改め、同条第2項第3号中「修学資金（条例第6条第1項第1号に規定する修学資金をいう。以下同じ。）の貸付けの申請者にあつては、」を削り、同項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第4条第1項中「北海道医師養成確保修学資金等借用証書」を「北海道医師養成確保修学資金借用証書」に改める。

第5条の見出しを「（修学資金の交付）」に改め、同条第1項中「修学資金等」を「修学資金」に、「第3条第1項」を「第2条」に改め、同項ただし書中「大学修学資金（条例第2条第1号に規定する大学修学資金をいう。以下同じ。）」を「修学資金」に改め、同条第2項及び第3項中「大学修学資金」を「修学資金」に改め、「大学の」を削る。

第7条第1項中「北海道医師養成確保修学資金等貸付期間延長申請書」を「北海道医師養成確保修学資金貸付期間延長申請書」に改める。

第8条中「修学資金等」を「修学資金」に改める。

第10条を削る。

第9条第1項中「指定公的医療機関勤務中断承認申請書」を「道内医療機関勤務中断承認申請書」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（道内医療機関勤務期間の計算）

第9条 条例第7条第1項に規定する道内医療機関勤務期間を計算する場合においては、指定公的医療機関等その他の道内の医療機関（以下この条及び第15条において「道内医療機関」という。）の医師として勤務した日の属する月から道内医療機関の医師たる職員でなくなった日の属する月までの月数を算入するものとする。ただし、道内医療機関の医師たる職員でなくなった月において再び道内医療機関の医師として勤務したときは、その月を1月として算入するものとする。

第11条中「修学資金等」を「修学資金」に改める。

第12条第1項中「北海道医師養成確保修学資金等返還金等減免申請書」を「北海道医師養成確保修学資金返還金等減免申請書」に改める。

第13条第1項中「北海道医師養成確保修学資金等返還猶予申請書」を「北海道医師養成確保修学資金返還猶予申請書」に改める。

第14条第1項中「修学資金等の」を「修学資金の」に、「北海道医師養成確保修学資金等

返還金等減免申請書」を「北海道医師養成確保修学資金返還金等減免申請書」に改める。

第15条第1項中「修学資金等」を「修学資金」に改め、各号を次のように改める。

(1) 住所、氏名、電話番号又は電子メールアドレスを変更したとき 住所等変更届出書（別記第9号様式）

(2) 卒業し、又は退学したとき 卒業（退学）届出書（別記第10号様式）

(3) 休学し、若しくは停学の処分を受け、又は留年をしたとき 休学（停学、留年）届出書（別記第11号様式）

(4) 復学したとき 復学届出書（別記第12号様式）

(5) 修学資金の貸付けを受けることを辞退するとき 北海道医師養成確保修学資金貸付辞退届出書（別記第13号様式）

(6) 条例第7条第1項第1号に規定する臨床研修（次号において「臨床研修」という。）を開始し、又は修了したとき 臨床研修開始（修了）届出書（別記第14号様式）

(7) 臨床研修を中止し、若しくは休止したとき（第10条第1項の規定により申請するときを除く。）、又は臨床研修に復帰したとき 臨床研修中止（休止、復帰）届出書（別記第15号様式）

(8) 別の道内医療機関に異動したとき（指定公的医療機関等に勤務する義務のある期間において異動したときを除く。） 道内医療機関勤務届出書（別記第16号様式）

(9) 条例第7条第1項の規定による債務の免除を受ける見込みがなくなったとき 北海道医師養成確保修学資金貸付決定取消届出書（別記第17号様式）

第15条第2項中「修学資金等」を「修学資金」に、「指定公的医療機関」を「道内医療機関」に、「同月1日現在」を「前年度」に改め、ただし書を削る。

第16条中「氏名」の次に「、電話番号」を加える。

第17条を削る。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第3条関係）

北海道医師養成確保修学資金貸付申請書			
		年	月 日
北海道知事 様		申請者 氏 名 ㊞	
次のとおり修学資金の貸付けを受けたいので、北海道医師養成確保修学資金貸付条例第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。			
本	ふ り が な 氏 名		大 学 名

人	生 年 月 日 及 び 年 齢	年 月 日 (満 歳)	貸付希望 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで	
	本 籍				
	住 所 及 び 電 話 番 号	〒 () -			
	電子メールアドレス				
	帰省先住所及び 電 話 番 号	〒 () -			
連 帯 保 証 人	ふ り が な 氏 名				
	生 年 月 日	年 月 日	年 月 日		
	申 請 者 と の 関 係				
	本 籍				
	住 所 及 び 電 話 番 号	〒 () -	〒 () -		
	職 業				
上記の申請者に係る北海道医師養成確保修学資金貸付条例の規定により貸し付けられた修学資金について一切の債務を連帯して保証します。					
北海道知事 様					
年 月 日					
連帯保証人 氏 名 ㊞					
連帯保証人 氏 名 ㊞					

注 申請者が未成年者である場合は、連帯保証人のうち1人は申請者の法定代理人とすること。

別記第2号様式中「北海道医師養成確保修学資金等貸付条例に基づき修学資金等」を「北海道医師養成確保修学資金貸付条例に基づき修学資金」に、「北海道医師養成確保修学資金等貸付条例施行規則」を「北海道医師養成確保修学資金貸付条例施行規則」に、「遵守し、同条例に規定する必要勤務期間、」を「遵守するとともに、道内の医療機関に9年以上勤務し、かつ、当該勤務期間のうち5年以上」に、「公的医療機関において」を「公的医療機関等において、」に、「従事する」を「勤務する」に改める。

別記第3号様式中「北海道医師養成確保修学資金等借用証書」を「北海道医師養成確保修学資金借用証書」に、「北海道医師養成確保修学資金等貸付条例」を「北海道医師養成確保修学資金貸付条例」に改める。

別記第4号様式中

現住所及び電話番号

を

住所及び電話番号

に、「北海道医師養成確保修学資金等貸付条例」を「北海道医師養成確保修学資金貸付条例」に、「修学資金等」に「修学資金」に改める。

別記第5号様式中「北海道医師養成確保修学資金等貸付期間延長申請書」を「北海道医師養成確保修学資金貸付期間延長申請書」に、「北海道医師養成確保修学資金等貸付条例」を「北海道医師養成確保修学資金貸付条例」に、「修学資金等の」を「修学資金の」に、

理由

を

既決定の貸付期間

年

月

日から

年

月

日まで

延長したい貸付期間

年

月

日まで

申請の理由

に改める。

別記第6号様式中「第9条」を「第10条」に、「指定公的医療機関勤務中断承認申請書」を「道内医療機関勤務中断承認申請書」に、「北海道医師養成確保修学資金等貸付条例」を「北海道医師養成確保修学資金貸付条例」に、「指定公的医療機関の」を「道内医療機関の」に、「勤務している指定公的医療機関」を「勤務している道内医療機関」に改める。

別記第7号様式中「北海道医師養成確保修学資金等返還金等減免申請書」を「北海道医師養成確保修学資金返還金等減免申請書」に、「北海道医師養成確保修学資金等貸付条例」を「北海道医師養成確保修学資金貸付条例」に改める。

別記第8号様式中「北海道医師養成確保修学資金等返還猶予申請書」を「北海道医師養成確保修学資金返還猶予申請書」に、「北海道医師養成確保修学資金等貸付条例」を「北海道医師養成確保修学資金貸付条例」に、「修学資金等の」を「修学資金の」に、

1 未返還額

円

2 猶予期間

年

月

日から

年

月

日まで

3 申請の理由

を

1 猶予期間

年

月

日まで

2 申請の理由

に改める。

別記第9号様式中「氏名等変更届出書」を「住所等変更届出書」に、「住所（氏名）を」を「住所（氏名、電話番号、電子メールアドレス）を」に、

新住所（氏名）

旧住所（氏名）

を

変更後	住所	〒
	ふりがな氏名	
	電話番号	() -
	電子メールアドレス	
変更前	住所	〒
	ふりがな氏名	
	電話番号	() -
	電子メールアドレス	

に改める。

別記第10号様式中「卒業（修了、退学）届出書」を「卒業（退学）届出書」に、「卒業（修了、退学）した」を「卒業（退学）した」に改め、同様式末尾欄外注の事項を次のように改める。

注1 卒業の場合は、卒業証書の写しを添付すること。

2 退学の場合は、退学を証明する書類を添付すること。

3 退学が疾病によるものであるときは、医師の診断書を添付すること。

別記第11号様式中「休学（停学）届出書」を「休学（停学、留年）届出書」に、「受けた」を「受けた、留年をした」に、

1 休学（停学）期間

年

月

日から

年

月

日まで

平成29年3月3日（金曜日）

北海道公報

第2864号 3

を

「

- 1 休学（停学、留年）期間
年 月 日から 年 月 日まで

」

に、「」理由」を「、留年）理由」に改め、同様式末尾欄外注の事項を次のように改める。

- 注1 休学又は停学の場合は、当該休学又は停学を証明する書類を添付すること。
2 休学又は留年が疾病によるものであるときは、医師の診断書を添付すること。
別記第13号様式を次のように改める。

別記第13号様式（第15条関係）

北海道医師養成確保修学資金貸付辞退届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住 所
氏 名



次のとおり修学資金の貸付けを受けることを辞退したいので届け出ます。

- 1 借受者
2 辞退理由
3 辞退時期 年 月から
4 既貸付金額 円

注 本人の届出が不可能な場合の届出者は、連帯保証人とする。

別記第14号様式中「臨床研修届出書」を「臨床研修開始（修了）届出書」に、

「

- 1 臨床研修病院の名称及び所在地

」

を

「

- 1 臨床研修病院の名称及び所在地
(1) 名 称
(2) 所在地

」

「

」

に、「臨床研修開始年月日」を「臨床研修開始（修了）年月日」に、「開始した」を「開始（修了）した」に改め、同様式末尾欄外注の事項中「医師免許証」を「臨床研修を開始した場合は、医師免許証又はこれに相当するもの」に改める。

別記第15号様式から別記第18号様式までを次のように改める。

別記第15号様式（第15条関係）

臨床研修中止（休止、復帰）届出書

年 月 日

北海道知事 様

借受者 住 所
氏 名

年 月 日臨床研修を中止（休止、臨床研修に復帰）したので届け出ます。

- 1 中止年月日 年 月 日
2 休止期間 年 月 日から 年 月 日まで
3 中止（休止）理由

注1 上記1は中止の場合に、上記2は休止の場合に記入すること。

2 中止又は休止が疾病によるものであるときは、医師の診断書を添付すること。

別記第16号様式（第15条関係）

道内医療機関勤務届出書

年 月 日

北海道知事 様

借受者 住 所
氏 名

次のとおり別の道内医療機関に異動したので届け出ます。

- 1 道内医療機関（異動先）の名称及び所在地
(1) 名 称
(2) 所在地

2 勤務開始年月日	年	月	日から
上記の者は、当病院（診療所）において、年 月 日に勤務を開始したことを証明します。			
年 月 日			
所在地			
名 称			
所属長（氏名）			
印			

別記第17号様式（第15条関係）

北海道医師養成確保修学資金貸付決定取消届出書	
年 月 日	
北海道知事 様	
届出者 住 所	
氏 名	印
次のとおり、北海道医師養成確保修学資金貸付条例第7条第1項の規定による債務の免除を受ける見込みがなくなりましたので届け出ます。	
1 借受者	
2 理 由	
3 貸付金額	円

注 本人の届出が不可能な場合の届出者は、連帯保証人とする。

別記第18号様式（第15条関係）

勤務状況等届出書	
年 月 日	
北海道知事 様	
借受者 住 所	
氏 名	
年度の勤務状況等について、次のとおり届け出ます。	

勤務した道内医療機関の名称、所在地及び勤務期間	
名 称	
所 在 地	
勤務期間	年 月 日から 年 月 日まで

注1 勤務した道内医療機関の長の勤務証明書を添付すること。

2 複数の医療機関に勤務した場合は、勤務した全ての医療機関について、それぞれ記載すること。

別記第19号様式中「職業）を」を「電話番号、職業）を」に、「ので、」を「ので」に、

新住所（氏名、職業）
旧住所（氏名、職業）

を

変 更 後	住 所 〒	
	ふ り が な 氏 名	
	電 話 番 号	() -
変 更 前	住 所 〒	
	ふ り が な 氏 名	
	電 話 番 号	() -
	職 業	

に改め、同様式に末尾欄外注の事項として次のように加える。

注 氏名の変更の場合は、戸籍抄本又はこれに代わる書面を添付すること。

別記第20号様式を削る。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 北海道医師養成確保修学資金等貸付条例の一部を改正する条例（平成28年北海道条例第100号）附則第2項の規定によりこの規則による改正前の北海道医師養成確保修学資金等

貸付条例施行規則第15条から第17条までの規定の例により届け出る義務（以下「届出義務」という。）がある者が同条例附則第3項の申出をした場合においても、当該申出前に生じた届出義務に係る届出については、なお従前の例による。	
北海道児童福祉施設費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。	
平成29年3月3日	北海道知事 高 橋 はるみ
北海道規則第11号	
北海道児童福祉施設費用徴収規則の一部を改正する規則	
北海道児童福祉施設費用徴収規則（昭和62年北海道規則第18号）の一部を次のように改正する。	
第1条中「第7項」を「第6項」に改める。	
第2条中「措置（以下）」の次に「この条において」を加え、「日常生活上の援助若しくは生活指導若しくは就業の支援（以下）」を「児童自立生活援助（以下この条において）」に改め、同条第3号中「第6条の3第1項に規定する義務教育終了児童等」を「第6条の3第1項第1号に規定する満二十歳未満義務教育終了児童等」に改める。	
第7条第1項中「第56条第7項」を「第56条第6項」に改める。	
別表末尾欄外注2の事項中「第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第6項」に改め、同注3の事項中「第2項及び第6項」を「第2項、第6項及び第24項」に、「平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項」を「平成28年法律第15号）附則第76条第1項、第77条、第80条、第81条及び第82条第1項」に改め、同注4の事項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同注5の事項及び9の事項中「情緒障害児短期治療施設通所部」を「児童心理治療施設通所部」に改める。	
別記第2号様式中「第56条第7項」を「第56条第6項」に改める。	
附 則	
この規則は、平成29年4月1日から施行する。	
告 示	
北海道告示第146号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（清里地区（農業用排水施設、農業用道路、客土、暗渠排水、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。	
その関係書類は、北海道オホーツク総合振興局に備え置いて、平成29年3月7日から20日間、一般の縦覧に供する。	

平成29年3月3日									
北海道告示第147号									
平成12年北海道告示第1311号（北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。									
平成29年3月3日									
北海道知事 高 橋 はるみ									
宗谷（珊内地区）漁港（稚内市）の項中「宗谷（珊内地区）漁港」を「宗谷漁港（珊内地区）」に改める。									
抜海漁港（稚内市）の項を次のように改める。									
<table><tr><td rowspan="2">抜 海 漁 港 （稚内市）</td><td>1 船揚場のうち別図に示す38.4メートル</td><td>10隻以内</td><td rowspan="2">4月1日から 11月30日まで</td></tr><tr><td>2 護岸のうち別図に示す18.2メートル</td><td>2隻以内</td></tr></table>	抜 海 漁 港 （稚内市）	1 船揚場のうち別図に示す38.4メートル	10隻以内	4月1日から 11月30日まで	2 護岸のうち別図に示す18.2メートル	2隻以内			
抜 海 漁 港 （稚内市）		1 船揚場のうち別図に示す38.4メートル	10隻以内		4月1日から 11月30日まで				
	2 護岸のうち別図に示す18.2メートル	2隻以内							
新湊（新湊地区）漁港（利尻町）の項中「新湊（新湊地区）漁港」を「新湊漁港（新湊地区）」に改める。									
美国漁港（積丹町）の項中「－5.0メートル岸壁のうち別図に示す36メートル」を「－5.0メートル岸壁のうち別図に示す30メートル」に改める。									
幌武意漁港（積丹町）の項中「4月1日から11月30日まで」を「4月1日から10月31日まで」に改める。									
狩場漁港（美谷地区）（せたな町）の項中「第1船揚場」を「南船揚場」に改める。									
狩場漁港（虻羅地区）（せたな町）の項中「第2船揚場」を「南船揚場」に改める。									
鵜泊（太櫓地区）漁港（せたな町）の項中「鵜泊（太櫓地区）漁港」を「鵜泊漁港（太櫓地区）」に改める。									
乙部漁港（乙部地区）（乙部町）の項中「第1船揚場」を「北船揚場」に、「31.4メートル」を「39.8メートル」に改める。									
江差追分漁港（五勝手地区）（江差町）の項中「7隻以内」を「6隻以内」に改める。									
幌茂尻（幌茂尻地区）漁港（根室市）の項中「幌茂尻（幌茂尻地区）漁港」を「幌茂尻漁港（幌茂尻地区）」に改める。									
富武士（富武士地区）漁港（佐呂間町）の項中「富武士（富武士地区）漁港」を「富武士漁港（富武士地区）」に改める。									
富武士（若里地区）漁港（佐呂間町）の項中「富武士（若里地区）漁港」を「富武士漁港（若里地区）」に改める。									

北海道告示第148号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成29年3月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|---|---------------|----------------------------|
| 1 | 解除に係る保安林の所在場所 | 上川郡東川町1418の1（次の図に示す部分に限る。） |
| 2 | 保安林として指定された目的 | 公衆の保健 |
| 3 | 解 除 の 理 由 | 国立公園事業用地とするため |

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道上川総合振興局産業振興部林務課及び東川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第149号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成29年3月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|------|--|-------------------------------------|
| 1(1) | 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 | 有珠郡壮瞥町・目梨郡羅臼町（以上2町について次の図に示す部分に限る。） |
| (2) | 保安林として指定された目的 | 土砂の流出の防備 |
| (3) | 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 | |
| ア | 立 木 の 伐 採 の 方 法 | |
| (ア) | 主伐は、択伐による。 | |
| (イ) | 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 | |
| (ウ) | 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 | |
| イ | 立 木 の 伐 採 の 限 度 | 次のとおりとする。 |
| 2(1) | 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 | 有珠郡壮瞥町・目梨郡羅臼町（以上2町について次の図に示す部分に限る。） |
| (2) | 保安林として指定された目的 | 土砂の崩壊の防備 |
| (3) | 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 | |
| ア | 立 木 の 伐 採 の 方 法 | |
| (ア) | 主伐は、択伐による。 | |
| (イ) | 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 | |
| (ウ) | 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 | |

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

- | | | |
|------|--------------------|----------------------|
| 3(1) | 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 | 目梨郡羅臼町（次の図に示す部分に限る。） |
|------|--------------------|----------------------|

(2) 保安林として指定された目的 雪崩の危険の防止

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

- | | | |
|------|--------------------|----------------------|
| 4(1) | 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 | 目梨郡羅臼町（次の図に示す部分に限る。） |
|------|--------------------|----------------------|

(2) 保安林として指定された目的 魚つき

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第150号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成29年3月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|---|-----------------|--|
| 1 | 河 川 の 名 称 | 一級河川石狩川水系当別川 |
| 2 | 廃川敷地等が生じた年月日 | 平成29年3月3日 |
| 3 | 廃 川 敷 地 等 の 位 置 | （左岸）石狩郡当別町字金沢6438番1、同6438番2、同6436番1から同6436番7まで、同6437番1、同6437番2、石狩郡当別町字茂平沢6573番1及び同6573番2 |

(右岸) 石狩郡当別町東町6591番、石狩郡当別町春日町6588番1、同6588番2、同6589番1から同6589番3まで、石狩郡当別町六軒町7074番1から同7074番6まで、石狩郡当別町字弁華別6555番、石狩郡当別町字東小川通2341番1、同2341番3から同2341番5まで、石狩郡当別町字弁華別6556番1、同6556番2、同6557番、同6558番1、同6558番3から同6558番9まで、同6558番11、同6558番12及び同6561番

4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 246,085.60㎡

北海道告示第151号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成29年3月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 大樹都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定めた土地の区域

種 別	名 称	起 点	終 点	主 な 経 過 地	
幹線街路	3・3・1号	大樹本通	大樹町字振別	大樹町字大樹	大樹町西本通
幹線街路	3・3・2号	大樹21号	大樹町字日方	大樹町柏木町	大樹町寿通
幹線街路	3・4・3号	清水大樹2号通	大樹町柏木町	大樹町柏木町	大樹町柏木町
幹線街路	3・4・4号	大樹2条通	大樹町西本通	大樹町字暁	大樹町新大樹
幹線街路	3・4・6号	双葉通	大樹町東本通	大樹町字松山	大樹町仲通
幹線街路	3・4・7号	清水大樹1号通	大樹町東本通	大樹町新通4丁目	大樹町新通
幹線街路	3・4・8号	幸徳大樹通	大樹町西本通	大樹町緑町	大樹町緑町
幹線街路	3・4・9号	浜大樹大通	大樹町字浜大樹	大樹町字浜大樹	大樹町浜大樹
幹線街路	3・4・10号	南2線通	大樹町柏木町	大樹町柏木町	大樹町柏木町
幹線街路	3・4・12号	南6線通	大樹町字日方	大樹町字日方	大樹町麻友

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

2 岩内都市計画下水道に係る事項

(1) 都市計画の種類 下水道

(2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 名称 岩内・共和公共下水道

イ 位置 排水区域に編入する土地の区域

岩内町字大浜、字御崎、字宮園の各一部

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

北海道告示第152号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成29年3月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 施 行 者 の 名 称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・4・57号手稲左股通）
- (3) 事 業 施 行 期 間 平成12年4月28日から平成33年3月31日まで
- (4) 事 業 地 （ 収 用 の 部 分 ） 変更なし
- 2(1) 施 行 者 の 名 称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・3・5号北5条・手稲通）
- (3) 事 業 施 行 期 間 平成16年7月6日から平成33年3月31日まで
- (4) 事 業 地 （ 収 用 の 部 分 ） 変更なし
- 3(1) 施 行 者 の 名 称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・3・6号西5丁目・樽川通）
- (3) 事 業 施 行 期 間 平成16年5月28日から平成33年3月31日まで
- (4) 事 業 地 （ 収 用 の 部 分 ） 変更なし

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁胆振教育局告示第16号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年3月3日

北海道教育庁胆振教育局長 阿部清明

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成28年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成29年3月3日に一般競争入札の公告を行う北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借契約

(2) 資 格 北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借契約入札参加資格（以下「資格」という。）

(3) 特 定 役 務 の 種 類 陸上運送サービス

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までのほか、次による。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロ（一般貸切旅客自動車運送事業）に該当する種別について同法第4条（一般旅客自動車運送事業）の許可を現に受けている者であること及び許可を受けている営業区域が北海道運輸局室蘭陸運支局の管轄区域内であること。

(2) 道路運送法第9条の2第1項の規定による旅客の運賃及び料金を定め、地方運輸局長へ届け出ていること。

(3) 北海道室蘭養護学校から25km以内に、車庫・屋外駐車場等、車両の保管場所を有し、当該車庫等から配車が可能な者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成29年3月3日から同月14日まで（日曜日及び土曜日を除く。）午前8時45分から午後5時30分まで（最終日のみ午前11時まで）の間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当

該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4-1 むろらん
広域センタービル3階
(3) 電 話 番 号 0143-24-9605

北海道教育庁胆振教育局告示第17号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年3月3日

北海道教育庁胆振教育局長 阿部清明

1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調達をする特定役務の名称（1日当たりの単価）及び調達予定数量
北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借

ア 室蘭コースA 青バスA（1日2運行） 95日

イ 室蘭コースB 青バスB（1日3運行） 110日

ウ 登別コースA 赤バスA（1日2運行） 95日

エ 登別コースB 赤バスB（1日3運行） 110日

オ 伊達コースA 黄バスA（1日2運行） 95日

カ 伊達コースB 黄バスB（1日3運行） 110日

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 履 行 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

北海道教育庁胆振教育局告示第16号に規定する北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借契約入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階大会議室B (送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室)

(2) 入札日時 平成29年3月21日(火) 午前11時(送付による場合は、同月17日(金) 午後5時必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ (<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/index.htm>) においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額(単価)が北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(単価)の制限の範囲内である入札(有効な入札に限る。)をした者のうち、入札書記載の入札総価額(各入札金額(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)が最低である者を落札者とする。

なお、入札書には積算内訳書を添付することとし、開札後、当該積算内訳書を審査し、地方運輸局長へ届け出た運賃・料金をもとに積算された入札金額(単価)であることの確認を行う。この場合において、当該積算内訳書に不備等がある場合は、当該積算内訳書に係る入札を無効とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)まで及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4-1

(3) 電話番号 0143-24-9605

10 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured :

- a School Bus Charter (Muroran course) twice/day 95 days
- b School Bus Charter (Muroran course) three times/day 110 days
- c School Bus Charter (Noboribetsu course) twice/day 95 days
- d School Bus Charter (Noboribetsu course) three times/day 110 days
- e School Bus Charter (Date course) twice/day 95 days
- f School Bus Charter (Date course) three times/day 110 days

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., March 21, 2017

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 17, 2017)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 1-chome 1-4, Kaigan-cho, Muroran 051-8558 Japan
Phone : 0143-24-9605

北海道教育庁上川教育局告示第20号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

平成29年3月3日

北海道教育庁上川教育局長 小野寺 一郎

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成28年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約 平成29年3月3日に一般競争入札の公告を行うスクールバス賃貸借契約

ア 北海道東川養護学校スクールバス賃貸借契約

イ 北海道鷹栖養護学校スクールバス賃貸借契約

ウ 北海道名寄産業高等学校スクールバス賃貸借契約

(2) 資格 スクールバス賃貸借契約入札参加資格(以下「資格」とい

う。)

(3) 特定役務の種類 陸上運送サービス

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ロ(一般貸切旅客自動車運送事業)の許可を現に受けている者であること。

(2) 資格審査の申請する日の直前2営業年度分において種類を同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であり、4に定める一般競争入札参加資格の審査申請日において契約期間中であるものについては、当該申請日の時点で契約不履行又は契約違反がない者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)の規定に基づき設立された組合又はその連合会(以下「中小企業組合等」という。)で、かつ、経済産業局長が行う官公需組合の証明を有するときは、2の(2)に掲げる資格要件にあっては、当該組合と組合員(組合が指定する組合員)の値の合計値とすることができる。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成29年3月3日(金)から同月15日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁上川教育局のホームページ(<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/chintai.htm>)においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号
(3) 電話番号 0166-46-5862

北海道教育庁上川教育局告示第21号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

平成29年3月3日

北海道教育庁上川教育局長 小野寺 一郎

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称(スクールバス賃貸借1日当たりの単価)及び調達予定量

ア 北海道東川養護学校スクールバス賃貸借契約

イ 北海道鷹栖養護学校スクールバス賃貸借契約

ウ 北海道名寄産業高等学校スクールバス賃貸借契約

調達予定数量については、別紙「スクールバス運行コース一覧」のとおりとする。

(別紙「スクールバス運行コース一覧」は、省略し、3の場所に備え置いて縦覧に供する。)

アからウまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成29年4月10日から平成30年3月23日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成29年北海道教育庁上川教育局告示第20号に規定するスクールバス賃貸借契約入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階301号会議室(送付による場合は、郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室)

(2) 入札日時 1の(1)のア 平成29年3月23日(木)午後1時30分
1の(1)のイ 平成29年3月23日(木)午後2時45分
1の(1)のウ 平成29年3月23日(木)午後4時
(送付による場合は、同月22日(水)午後4時までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁上川教育局のホームページ（<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/chintai.htm>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号
- (3) 電 話 番 号 0166-46-5862

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a The school bus rental contract of Hokkaido Higashikawa Special Needs School
- b The school bus rental contract of Hokkaido Takasu Special Needs School
- c The school bus rental contract of Hokkaido Nayoro Industry High School

B Bid tendering date and time :

- a 1 : 30 P.M., March 23, 2017
- b 2 : 45 P.M., March 23, 2017
- c 4 : 00 P.M., March 23, 2017

(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., March 22, 2017)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kamikawa District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1,

Asahikawa, Hokkaido 079-8612 Japan

Phone : 0166-46-5862